

中国残留邦人等に対する支援策

研修施設での支援

※国が委託する施設での支援

<p>中国帰国者支援・交流センター (全国7ブロックに設置)</p> <p>(北海道、東北、首都圏、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州)</p>	<p><帰国後6か月間の定着促進支援(首都圏センター)></p> <ul style="list-style-type: none">*平成28年度から、中国帰国者定着促進センターの機能を統合・集中的な日本語教育、生活指導、就職相談等の定着促進事業(宿泊・通所研修) <p><定着促進支援修了後1年間の自立研修支援(首都圏センター)></p> <ul style="list-style-type: none">・集中的な日本語習得支援、生活相談等を行う自立研修事業(通所研修) <p><永続的な支援(7センター共通)></p> <ul style="list-style-type: none">・日本語学習支援、日本語交流サロン支援・生活相談、地域の人々や帰国者同士の交流支援・各自治体実施する地域生活支援事業に対する助言・協力等の支援 <p><介護に係る環境整備(7センター共通)></p> <ul style="list-style-type: none">・語りかけボランティア訪問 <p><次世代継承事業(首都圏センター)></p> <ul style="list-style-type: none">・中国残留邦人等が経験した様々な労苦を次世代に語り継ぐ語り部事業を実施。
--	--

生活支援

※自治体が支給給付及び配偶者支援金の支給事務を実施

<p>満額の老齢基礎年金等の支給</p>	<ul style="list-style-type: none">・帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても保険料の納付を認める。・納付に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金等を支給。
<p>支援給付及び配偶者支援金の支給</p>	<p><支援給付></p> <ul style="list-style-type: none">・満額の老齢基礎年金等については、収入認定除外・厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収入認定除外・生活支援給付の他に、住宅費、医療費、介護費等も個々の世帯に応じて支給・中国語等のできる支援・相談員の配置 <p><配偶者支援金></p> <ul style="list-style-type: none">・中国残留邦人等死亡後の特定配偶者(特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して配偶者である者)に対して支給

地域での支援

※自治体が地域の実情に応じて実施

<p>地域での多様なネットワークを活用し、地域で安定して生活できる環境を構築</p> <p>※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金事業(10/10国庫補助)として実施</p>	<ul style="list-style-type: none">◎地域での中国残留邦人等支援ネットワーク事業・地域住民の理解を得るための研修会開催に必要な経費の補助・地域住民や中国残留邦人等の調整を行う者(支援リーダー)の活動費補助 等◎身近な地域での日本語教育支援・地域ボランティアが実施する日本語教室に対する助成・民間日本語学校利用時の受講料補助 等◎自立支援通訳、自立指導員等の派遣費用の補助◎中国残留邦人等への地域生活支援プログラムの実施◎二世に対する就労支援
---	--